

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2026.6.8	
岩手県知事 達増 拓也 殿	
提出者	
住所 岩手県盛岡市盛岡駅西通2丁目16番25号	
氏名 ユニオン建設株式会社 盛岡支店	
盛岡支店長 中川 昌弥	
電話番号 019-654-8377	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ユニオン建設株式会社 盛岡支店
事業場の所在地	盛岡市盛岡駅西通2丁目16番25号
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	9,733百万円
③従業員数	145人/日 （令和8年6月1日 現在）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	工事現場から発生⇒収集運搬委託⇒処理委託⇒再生処理・埋立処理 ↑ 工事現場よりマニフェスト発行

（日本工業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社 廃棄物処理担当部長



支店 廃棄物処理総括責任者



出張所 廃棄物処理責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類
	排出量	78.30 t	2,434.96 t
	(これまでに実施した取組)		
	○建設汚泥 ・優良産廃処理業者又は再生処理業者に委託処理している ○がれき類 ・コンクリート及びアスコンがらは粉碎し骨材として再生している ・道床バラスト等は、一部再生と埋立処分を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類
	排出量	85.00 t	2,225.00 t
	(今後実施する予定の取組)		
	○建設汚泥 ・優良産廃処理業者又は再生処理業者に委託処理する ○がれき類 ・コンクリート及びアスコンがらは分別し骨材として再生させる ・道床バラスト等は、一部再生と埋立処分を行う		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○各種類とも再生利用できるよう分別するとともに、再利用できないものは埋立処理をしている
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○各種類とも分別し、再利用を図るとともに再利用できないものは埋立処理を行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
	排出量	766.97 t	15.83 t
	（これまでに実施した取組） ○木くず ・粉砕し再生している ○紙くず ・粉砕し再生している		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
	排出量	810.00 t	19.50 t
	（今後実施する予定の取組） ○木くず ・分別し再生を行う ○紙くず ・分別し再生を行う		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
	①現状	【前年度（ 令和7年度 ）実績】	
		産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず 金属くず
		排 出 量	50.28 t 27.39 t
		（これまでに実施した取組） ☐ ガラス陶磁器等くず ・粉砕し再生又は埋立処理している ☐ 金属くず ・分別し再生している	
	②計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず 金属くず
		排 出 量	52.50 t 38.00 t
		（今後実施する予定の取組） ☐ ガラス陶磁器等くず ・粉砕し再生又は埋立処分する ☐ 金属くず ・分別し再生を行う	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	石綿含有産業廃棄物
	排 出 量	119.72 t	3.17 t
	（これまでに実施した取組） ○廃プラスチック類 ・分別し再生又は埋立処分している ○石綿含有産業廃棄物 ・埋立処分している		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	石綿含有産業廃棄物
	排 出 量	144.00 t	13.00 t
	（今後実施する予定の取組） ○廃プラスチック類 ・分別し再生又は埋立処分する ○廃石綿含有廃棄物 ・埋立処分する		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（ 令和7年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	廃油
	排 出 量	36.23 t	- t
	(これまでに実施した取組) ○繊維くず ・分別処理し再生している ○廃油 ・処分実績なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	繊維くず	廃油
	排 出 量	35.00 t	- t
	(今後実施する予定の取組) ○繊維くず ・分別し再生をはかる ○廃油 ・予定なし		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
	①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
		排出量	1.52 t	- t
		(これまでに実施した取組)		
		○混合廃棄物 ・分別し資源化をしている		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	
		排出量	15.00 t	- t
		(今後実施する予定の取組)		
		○混合廃棄物 ・分別し再資源化をはかる。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 該当なし

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	2,434.96 t	766.97 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	790.95 t	287.53 t
	再生利用業者への 処理委託量	2,341.04 t	690.64 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) ・がれき類（コンガラ、アスガラ、道床バラスト類の一部）は、破碎し骨材として再生している ・木くずは、破碎し燃料等に再生している		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	119.72 t	27.39 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	73.41 t	19.33 t
	再生利用業者への 処理委託量	59.16 t	26.27 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・廃プラスチック類は、分別し再生及び埋立処分している ・金属くずは、分別し再生及び埋立処分している		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	繊維くず
	全処理委託量	50.22 t	36.23 t
	優良認定処理業者への処理委託量	42.26 t	15.77 t
	再生利用業者への処理委託量	42.86 t	36.23 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・ガラス陶磁器等くずは、破碎し埋立処分している ・繊維くずは、破碎処理し再生している		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	石綿含有産業廃棄物	廃油
	全処理委託量	3.17 t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・石綿含有産業廃棄物は、埋立処分を行っている ・廃油は、廃油処理業者に委託し再生処理を行っている		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃石膏ボード	建設汚泥
	全処理委託量	- t	78.30 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	26.20 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	49.10 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・ 廃石膏ボードは、粉砕処理し埋立処分を行っている ・ 建設汚泥は、優良認定及び再生業者に委託し再生を行っている		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	—
	全処理委託量	1.52 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.20 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0.20 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・建設混合廃棄物は、粉碎処理し再生を行っている ・建設汚泥は、優良認定及び再生業者に委託し再生を行っている		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設汚泥	がれき類
	全処理委託量	85.00 t	2,225.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	50.00 t	1,057.00 t
	再生利用業者への処理委託量	85.00 t	2,135.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ○建設汚泥 ・産廃処理業者に委託し再生を行う ○ガレキ類 ・コンクリートがらアスファルトガラ及び道床バラスト類の一部は破碎し再生を行い、再生に適しない発生道床バラストは埋立処分を行う		
※事務処理欄			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず
	全処理委託量	810.00 t	19.50 t
	優良認定処理業者への処理委託量	360.50 t	18.00 t
	再生利用業者への処理委託量	736.00 t	18.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ○木くず ・分別し再生を行う ○紙くず ・分別し再生を行う		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	金属くず
	全処理委託量	52.50 t	38.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	42.50 t	23.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	5.00 t	33.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ○ガラス陶磁器等くず ・粉砕し再生及び埋立処分を行う ○金属くず ・分別し再生を行う		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	繊維くず
	全処理委託量	144.00 t	35.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	87.00 t	24.00 t
	再生利用業者への 処理委託量	107.00 t	34.00 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ○廃プラスチック類 ・分別を行い再生及び埋立処分を行う ○繊維くず ・分別し再生を行う		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃油	石綿含有産業廃棄物
	全処理委託量	- t	13.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ○廃油 ・処分予定なし ○石綿含有廃棄物 ・埋立処分を行う		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	建設混合廃棄物	—
	全 処 理 委 託 量	15.00 t	- t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ○繊維くず ・分別し処分業者に委託し処分を行う		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

品目別産業廃棄物処理計画表【2026年度（令和8年度）】

案

報告様式-1

※各出張所の計画数量を支店として岩手県分を合計している。

報告者

00盛岡支店総括表

報告先

岩手県

計 画 の 実 施 状 況														
名 称	①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t)	⑫再生利用業者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)
産業廃棄物の種類	当該事業場において 生じた産業廃棄物の 種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自 ら再生利用した量	①の量のうち、中間処 理をせず自ら埋立処分 又は海洋投入処分した 量	①の量のうち、自ら中 間処理した産業廃棄物 の当該中間処理前 の量	④の量のうち熱 回収を行った量	自ら中間処理を 行った後の量	④の量から⑤の 量を差し引いた 量	⑧の量のうち、自 ら利用し、又は他 人に売却した量	⑨の量のうち、自ら埋 立処分及び海洋投入 処分した量	中間処理及び最終処 分を委託した量	⑪の量のうち、優良認 定処理業者への委託 処理量	⑫の量のうち、処理業者へ の再生利用委託量(⑬、⑭ 除く)	⑬の量のうち、認定熱回 収施設設置者である処 理業者への焼却処理委 託量	⑭の量のうち、認定熱回収施設設置者 以外の熱回収を行っている処理業者へ の焼却処理委託量
燃え殻										85.000	50.000	85.000		
汚泥	85.000													
上水汚泥														
下水汚泥														
建設汚泥	85.000									85.000	50.000	85.000		
その他の汚泥														
廃油														
廃酸														
廃アルカリ														
廃プラスチック類	144.000									144.000	87.000	107.000		
ゴムくず										38.000	23.000	33.000		
金属くず	38.000									52.500	42.500	5.000		
ガラス陶磁器等くず	52.500													
鉱さい										2,225.000	1,057.000	2,135.000		
がれき類	2,225.000									1,116.000	610.000	1,116.000		
コンクリート片	1,116.000									149.000	117.000	149.000		
廃アスファルト	149.000									960.000	330.000	870.000		
レンガ破片など	960.000									13.000				
石綿含有産業廃棄物	13.000													
ばいじん										19.500	18.000	18.000		
紙くず	19.500									810.000	360.500	736.000		
木くず	810.000									35.000	24.000	34.000		
繊維くず	35.000													
動植物性残さ														
廃石膏ボード														
動物のふん尿														
動物の死体														
政令13号物(上記廃棄物 の処理物であってこれらに 該当しないもの)										15.000				
建設混合廃棄物	15.000													
合計	3,437.000									3,437.000	1,662.000	3,191.000		